

〔2018〕
広報

こうふ広域119

秋の火災予防運動

平成30年

11/9(金)～11/15(木)

忘れてない？ サイフにスマホに火の確認
全国統一防火標語



予防業務は、消火・救急・救助と同じく人命救助の最前線です!!

予防業務は、消火・救急・救助と同じく人命救助の最前線です!!

甲府地区広域行政事務組合消防長 中澤 勝也

住宅用火災警報器の設置義務化、違反公表制度の開始、来年にはすべての飲食店への消火器の設置義務化など、火災を起こさない又は火災による被害を軽減するために消防法令が改正され、予防業務が強化されています。

予防業務は、消火・救急・救助と同じく人命救助を担っていることをご理解いただきますようお願い申し上げます。今後も消防力の充実強化を図り、地域住民の皆様の安全安心のために全力を尽くしてまいります。

すべての飲食店に消火器の設置が義務化!!

平成31年10月1日から

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災を受けて、これまで消防法で設置義務のなかった小規模な飲食店にも消火器の設置が義務化されることとなりました。

※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力感知安全装置）

- 調理油過熱
防止装置
- ✗ 立ち消え防止
安全装置



ガスコンロ

対象は

コンロなど火を使用する設備又は器具（IHは除く）を設けた飲食店等が対象です。

いつから

平成31年10月1日から義務が生じます。

注意事項

消火器は「業務用」と表示されたものを設置する必要があります。

設置後は6か月ごとに点検を行い、その結果を1年に1回管轄する消防署へ報告する必要があります。



知らない間に 消防法違反!? 建物を改修したり、用途を変える時は気をつけて!!

次の場合、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合があります。

建物の用途を変更した場合、増築、接続などで建物の面積が増えた場合、窓にフィルムを貼ったり、窓の前に棚などを置いてしまった場合、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合があります。

どうしたらいい

建物を改修したり、用途を変えようとする場合や新たに建物やテナントを使用（新築、既存は問わない）して事業を行なう場合は、事前に管轄する消防署にご相談ください。

違反対象物の公表制度始まる

平成30年4月1日から

平成30年4月1日から、重大な消防法令違反のある建物の情報を消防本部のホームページで公表しています。

この制度は、建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署等が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

公表の対象となる建物は

管内にある劇場、公民館、遊技場、風俗店、飲食店、物品販売店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物。

公表の対象となる違反は

公表の対象となる建物に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるもののうち、これらの設備が一切設置されていないもの又は維持管理不良により主たる機能が喪失しているもの。

公表の内容は

建物の名称、所在地、違反の内容、その他消防長が認める事項。

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.kfd.or.jp/ihan>



住宅用火災警報器の設置が義務となっています！

大切な家とご家族を
守る**住宅用火災警報器!**
死傷者は3分の2、
焼損状況は概ね半分!!



住宅用火災警報器設置率

全国	81.6%
山梨県	77.0%
当本部管内	74.0%

平成30年6月1日

皆さんの住む住宅と命を火災から守る「住宅用火災警報器」の設置義務化から12年が経過しました。皆さんもう設置はお済みですか?

平成30年6月現在の総務省消防庁の調査結果では、残念ながら右上設置率のとおり、当本部管内ではまだまだ設置率が低い状況です。



住宅用火災警報器の取り付けを支援します!!

取り付けは無料です!!!

住宅用火災警報器を取り付けるのが困難な方を対象に消防職員がお宅に訪問して取り付けます。

支援要件

- ◎65歳以上の方のみの世帯
- ◎障がい者手帳を交付されている方がいる世帯等

注意事項

- ◎住宅用火災警報器本体はご自身でご準備ください。
- ◎取り付けが困難な場所はお断りすることがあります。

お申込み・お問い合わせ

- | | | | |
|----------|------------------|-------|------------------|
| ◎消防本部予防課 | TEL:055-222-1291 | ◎南消防署 | TEL:055-233-1499 |
| ◎中央消防署 | TEL:055-254-9119 | ◎西消防署 | TEL:055-276-3825 |

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします!

定期的な点検と古くなったら交換

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。点検ボタンを押す又はひもを引いて作動確認をするとともに、10年を目安に交換をしましょう。

設置時期を調べるには

火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体の側面などに、油性ペンで本体に記載されている「製造年」を確認してください。

新しい火災警報器に交換したら!

本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しましょう。



大規模火災時における消防用水の確保

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した火災は、昭和51年の山形県酒田市における大火以来、大規模な市街地火災となってしまいました。この火災を教訓として、甲府地区消防本部は、大規模な火災が発生した場合に考えられる消火用水の不足を補うため、コンクリートミキサー車から消防用水の給水支援を受け、効果的な消火活動が継続して実施できる体制の強化を目的に、平成29年12月6日に、「火災時における消防用水の確保に関する協定」を国中地域の5の消防本部(峡北・笛吹市・峡南・東山梨・南アルプス市消防本部)とともに、国中地域の2の生コンクリート協同組合(山梨生コンクリート・峡南生コンクリート協同組合)と締結しました。

本協定は、大規模火災発生時に限らず、地震等で消火栓が使用不能となった場合の消防用水確保の手段としても有効であり、甲府地区消防本部の消防体制の強化に繋がっています。

また、本年6月19日には、「火災時における消防用水の確保に関する協定」に基づく実動訓練を実施し、消防本部と協同組合との連携・協力体制の充実強化を図ったところであり、今後も他機関との連携を強化し、訓練を積み重ね職員が一丸となって複雑多様化、大規模化する災害に立ち向かい、圏域住民の安全・安心を確保してまいります。



私たちの市・町の火災と救急統計

火災件数

平成30年上半期の火災件数は、55件で昨年同時期と比べ、1件減少しているものの、火災による死者の数は、2名増加しています。

出火原因は、たばこが12件と最も多く、次に放火(放火の疑い含む)、たき火、火入れ、こんろが上位を占めています。

たばこが出火原因と思われる火災は、過去の統計から見ても常に発生件数の上位に入っています。その多くが、たばこの投げ捨てによるものです。路上や空き地にたばこを投げ捨てると、付近の可燃物、枯草、林野などに燃え移るおそれがあり非常に危険です。たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。

また、吸い殻を捨てたごみ箱やごみ袋から出火する火災も発生しています。吸い殻を処理する際は、水をかけるなど確実に消火してから捨てましょう。

救急件数

平成30年上半期の救急出動件数は、7,469件で、1日平均約41件の出動をしていますが、昨年同時期と比べると304件の増加となっています。

119番通報を受けると、対応可能な最も近くの救急車を出動させますが、救急要請が増加すると、おのずと近くの救急車が出動中となることが多くなり、遠くの救急車が向かうことで、到着までの時間が掛かり、助かる命が救えなくなるような事があつてはいけません。

「助かる命を救いたい!」を合言葉に救急隊は日々活動しています。救急車は台数に限りがあるため、1人でも多くの大切な命を救うために、今後も引き続き、「救急車の適正利用」についてご理解とご協力をお願い致します。

火災件数等の比較		
区分	30年上半期	29年上半期
たばこ	12件	7件
放火(疑い含む)	5件	10件
たき火	4件	5件
火入れ	4件	6件
こんろ	4件	3件
電気機器	2件	0件
火遊び	1件	2件
ストーブ	1件	1件
配線器具	0件	4件
不明・その他(調査中を含む)	22件	18件
合計	55件	56件

平成30年上半期(1月～6月)

火災件数 55件

救急件数 7,469件

※中央道5件・管外9件を含む。

甲府市

火災件数 35件
焼損面積 1026m²
損害額 39,091(千円)
救急件数 5,257件

甲斐市

(旧双葉町を除く)
火災件数 7件
焼損面積 0m²
損害額 1,301(千円)
救急件数 1,076件

中央市

火災件数 7件
焼損面積 83m²
損害額 3,847(千円)
救急件数 593件

昭和町

火災件数 6件
焼損面積 44m²
損害額 4,924(千円)
救急件数 529件

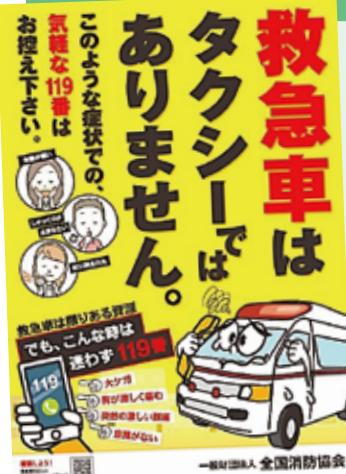
火災件数等の比較

区分	30年上半期	29年上半期
火災件数	55件	56件
建物火災	22件	30件
損害額(千円)	49,163	100,919
焼損床面積	1,153m ²	1,157m ²
焼損表面積	240m ²	641m ²
死 者	4人	2人
負 傷 者	11人	4人

救急件数等の比較

区分	30年上半期	29年上半期
救急出動件数	7,469件	7,165件
搬送人員	7,047人	6,795人

救急車の適正利用にご協力を!



確認しよう! 救急車の正しいご利用方法は、コチラから!



甲府市医師会救急医療センター

- 一般救急業務:365日電話による対応(医療機関への案内等)
- 診療時間:午後7時～翌日午前7時(症状などにより他の医療機関へ案内)
- 地域:甲府市、甲斐市(旧双葉町を除く)中央市、昭和町
- 電話番号:055-226-3399

小児初期救急医療センター

- 診療時間:午後7時～翌日午前7時(日・祝)午前9時～翌日午前7時(日・祝)
- 地域:県下全域
- 電話番号:055-226-3399
#8000(短縮ダイヤル)
- 診療内容:小児の急病のみ
小児の外傷(けが・頭部打撲)は、山梨県情報センターへ電話をしてください。
電話番号:055-224-4199

聴覚障がい者の皆さんへ『メール119&FAX119』のお知らせ

電話による119番通報が困難な方が、緊急事態の発生をメール又はFAXを利用して消防に通報できるシステムです。

◎利用できる方

当消防本部管内(甲府市・甲斐市(旧双葉町を除く)・中央市・昭和町)に居住、若しくは通勤、通学している聴覚又は言語等に障がいのある方が対象になります。なお、通勤、通学の場合は当消防本部管内に滞在時のみ有効です。

◎利用方法

メール119緊急通報を利用するためには、当消防本部に事前登録が必要です。

詳しくは、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

◎お問い合わせ先

甲府地区消防本部 指令課 TEL:055-222-1190 FAX:055-235-2119 E-mail:shirei4@kfd.or.jp

イベント インフォメーション

*秋の火災予防運動 平成30年11月9日金～11月15日木

11月 1日木～30日金 住宅用火災警報器設置促進のための訪問活動

8日木 総合消防訓練「甲斐市敷島総合文化会館及び島上条公園芝生広場」・街頭啓発「JR甲府駅」

9日金 第14回幼年女性消防大会

12日月 危険物輸送車両等の立入検査・防火対象物一般査察

13日火 防火対象物一般査察



*第33回 県民の日記念行事「消防まつり」

日 時 平成30年11月10日土 午前10時00分～

場 所 小瀬スポーツ公園

主 催 山梨県消防長会

実施項目 消防車展示・ミニ消防車試乗・応急手当実技指導等



*第90回 甲種防火管理新規講習会

日 時 平成30年11月26日月・27日火 午前8時50分～午後4時50分

場 所 甲府市蓬沢一丁目15番35号「山梨県自治会館」定員150名

※お問い合わせは、予防課査察企画係(Tel:055-222-1284)



各種活動の紹介

甲府地区消防本部では、あらゆる災害に対応し圏域住民の皆様の命と暮らしを守るために日々訓練を重ねるとともに、警防・救助や予防・救急など各種業務に取り組んでいます。

警防・救助

2018.5/15

交通事故対応訓練

» 株式会社城南ロードサービス



交通事故現場での救助活動は常に危険を伴うことから、安全確実、迅速な現場対応能力の向上を図ることを目的に交通事故対応訓練を実施しました。

2018.6/21

震災対応訓練

» 甲府市北新一丁目 むつみ荘



解体予定の建物を活用し、倒壊したコンクリート建物内に要救助者が取り残されているという想定で震災対応訓練を実施しました。

2018.8/5

第50回山梨県消防団員操法大会

» 山梨県消防学校



山梨県消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図ることを目的とする「第50回山梨県消防団員操法大会」が開催され、甲府地区支部代表で甲府市消防団山城分団が出場し、連日の厳しい訓練を重ね、きびきびとした動作で成果を披露しました。

2018.8/26

甲府市総合防災訓練

» 旧穴切小学校



東海地震の発生を想定し、各関係機関と連携したトリアージ訓練、救急搬送訓練のほか救出訓練や火災防御訓練などを実施しました。

予防・救急

2018.6/7

危険物安全週間に伴う立入検査

» 管轄内危険物施設



関係者の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し、より一層の自主保安体制の確立と安全の確保の徹底を図ることを目的とし、立入検査を実施しました。

2018.6/25

テレビ電話通訳の運用開始前の訓練

» 消防本部



各災害現場等で日本語での意思疎通が困難な外国人と遭遇する機会が増加しているほか、障がいのある人の社会的障壁を除去するバリアフリーへの取り組みとして、本年7月1日から運用を開始しました。

2018.6/13

防火対象物の使用開始検査

» 甲府市上曾根町地内



管内の自力避難の困難な方が入所する新築の社会福祉施設において、消防用設備等の設置状況及び建築基準法の予防に関する規定に基づく検査を実施しました。

2018.7/1

救急車の適正利用及び熱中症にかかる啓発活動

» イトーヨーカ堂 甲府昭和店



救急医療、救急業務に対する地域住民の正しい理解と認識を深めることを目的として、救急車適正利用の啓発活動及び熱中症予防PR活動を実施しました。

2018.9/5

繫華街の夜間特別査察

» 甲府市丸の内一丁目地内



多数の飲食店等が集まるJR甲府駅南口周辺の繫華街において、不特定多数の者が出入りする施設からの火災を未然に防止するとともに、出火時の被害の軽減や利用者の安全を守るため無通告による夜間特別査察(避難経路の適正確保等)を実施しました。

イ シ フ オ メ 一 シ ョ ン

2018.9/2

消防音楽隊「甲府市民体育大会」

甲府市緑が丘スポーツ公園 体育館



甲府地区消防音楽隊は、演奏を通じて防火・防災意識の向上を呼びかけます。

2018.6/5

第45回山梨県消防救助技術大会

山梨県消防学校

県内10消防本部から185名の隊員が出場し、日ごろ鍛えた救助技術を競いました。当消防本部職員も7種目全てに出場し、「障害突破」「ロープブリッジ救出」の部で見事1位に輝き、消防救助技術関東地区指導会への出場も決めました。



2018.7/12・7/13

消防隊のPA連携活動における研修会

甲府市南公民館



平成30年7月12日(木)・13日(金)に甲府市南公民館で、重傷者発生時にPA連携出場する消防隊員を対象とした「救急活動における観察と判断」についての研修会を開催致しました。

庁舎見学(防災学習)

消防本部



防災学習を目的として、年間を通じて児童及び各種団体等を対象に、消防車両や消防指令センターを見学する「庁舎見学」を実施しています。

2018.9/9

救急フェア

甲府市役所駐車場他



9/9(日)～9/15(土)までの救急医療週間に救急活動への理解を深めていただく一環として、甲府市内の幼稚園児による演奏、甲府市立保育所年長児による「未来の救急車」絵画展、応急救手当体験コーナーなどの救急フェアを開催しました。